

# 銚子市立高神小学校「学校いじめ防止基本方針」

## I いじめに対する本校の基本理念

### 1 目的

いじめは高神小学校のどの児童にも起こりうる認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に努める。また、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。

### 2 いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある、他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめの態様や具体的な内容

#### (1) 態様

- ①いじめの行為はあるが、訴えのないもの
- ②いじめの行為があり、訴えのあるもの
- ③いじめの行為はないが、訴えのあるもの

#### (2) 具体的な内容

(生徒指導支援資料『いじめを理解する』国立教育施策研究所から)

- ①仲間はずれ・無視・陰口
- ②からかう・悪口
- ③軽くぶつかる・叩く・蹴る
- ④ひどくぶつかる・叩く・蹴る
- ⑤金銭強要・器物破損
- ⑥パソコン・携帯（インターネット）
- ⑦その他（本人が苦痛と感ずる行為）

## II 学校いじめ対策組織について

### 1 本校のいじめ対策組織について

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，低・中・高学年から各1名，養護教諭

※協議内容や事案により，構成員は柔軟に編成する。

いじめ対応	実態把握 ・児童向けアンケートの実施	校内研修 ・授業改善 ・教育相談研修 ・いじめの防止に関する研修	関係機関との連携 ・県の機関 ・警察 ・医療機関等
〈活動〉 校内のいじめについて早期発見・早期対応を心がけ，その防止や解消に努める。			
〈開催〉 月1回（第4木曜）を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。			

Ⅲ 年間計画について ※「いじめ防止対策委員会」を毎月の定例会とする。

月	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討【生徒指導部会】 ○いじめ対策の共通理解 ○児童についての情報交換【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○月例いじめ実態調査アンケート	○いじめ対策についての説明と啓発【PTA総会・学級P】
5月	○児童に対する情報交換【職員会議】 ○いじめ防止基本方針の公開	○行事を通じた人間関係づくり【遠足・修学旅行・自然の家】 ○月例いじめ実態調査アンケート	○ホームページ上で「学校いじめ防止基本方針」を公開する。
6月	○児童についての情報交換【職員会議】	○なかよしタイム開始 ○月例いじめ実態調査アンケート	
7月	○児童についての情報交換【職員会議】 ○携帯電話・インターネット使用状況調査の集計・考察	○いのちを大切に作るキャンペーン ○教育相談月間① ○月例いじめ実態調査アンケート ○携帯電話等に関わるアンケート ○心の教育推進キャンペーン（全学級による道徳の授業公開）	○いじめ対策についての啓発【人権教育参観日】 ○「学校を核とした1000か所教育ミニ集会」において、県が作成した映像教材を視聴し、意見交換をする。
8月	○生徒指導に関する研修【職員研修】		
9月	○生徒指導に関する研修【職員研修】	○行事を通じた人間関係づくり【運動会】 ○月例いじめ実態調査アンケート	
10月	○児童についての情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【校外学習】 ○月例いじめ実態調査アンケート	
11月	○児童についての情報交換【職員会議】	○月例いじめ実態調査アンケート ○携帯電話等の所持率・用途アンケート	
12月	○児童についての情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【校内マラソン大会】 ○月例いじめ実態調査アンケート	○保護者との情報交換【個別懇談会】
1月	○児童についての情報交換【職員会議】	○月例いじめ実態調査アンケート ○教育相談月間②	○学校評価の実施
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     いじめ撲滅キャンペーン ～イエローリボン運動～                 </div>			
2月	○児童についての情報交換【職員会議】	○月例いじめ実態調査アンケート	○学校評価の結果公開
3月	○成果と課題についての話し合い。	○月例いじめ実態調査アンケート	

## IV いじめの未然防止について

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。児童や保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

### 1 学校全体としての取組

(1) 道徳教育の充実による、生命尊重・思いやりの心の育成

「いのち」のつながりと輝き  
～大切なあなた，大切なみんな，大切な自然と地球，そして大切なわたし～

※千葉県における道徳教育の主題から

- ① 思いやり，自他の生命，人権を大切にす指導の充実
- ② 千葉県が作成した，道徳教育映像教材の積極的な活用
- ③ 「道徳の時間」の授業公開による，家庭・地域社会と連携した道徳教育の推進  
(心の教育推進キャンペーン)
- ④ 「学校を核とした、1000か所教育ミニ集会」における映像教材の活用
- ⑤ 豊かな人間関係プログラムの活用

(2) 生徒指導の機能を生かした授業による，学級経営を充実

- ① 「わかる授業」「楽しい授業」を通じた児童の学び合いの保証
- ② 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり
- ③ 児童に対する教師の受容的，共感的態度により，児童一人一人の良さが発揮され，互いを認め合う学級づくり
- ④ 児童の自発的，自治的活動が保証された，規律と活気のある学級集団づくり
- ⑤ 正しい言葉遣いができる集団の育成
- ⑥ 学級のルールや規範がきちんと守られるような継続的な指導と改善に向けた粘り強く毅然とした指導の徹底
- ⑦ 月1回のアンケート調査や毎日の「欠席者情報」による，欠席・遅刻・早退の実態把握

(3) 学校行事

○ 友達とのかかわりを大切にす，人間関係の深化が得られる行事の企画及び実施

(4) 児童会活動

○ 児童が，自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるような児童会活動の充実 (いのちを大切にすキャンペーン等)

(5) 学級活動の充実

○ 話し合い活動を通じて，いじめにつながるような諸問題の解決を図ることのできる学級活動の充実

(6) 教員の自主研修の奨励

- ① いじめの心理についての研修
- ② 構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムの研修
- ③ ソーシャルスキルトレーニング等の研修

### 2 職務別の取組

(1) 管理職

- ① 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成する。
- ② 学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ③ 児童が自己有用感を高められる場面や，困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に教育活動に取り入れる。

## (2) 学級担任等

- ① 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ② はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ③ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ⑤ 担任による、学級経営の在り方についての定期的な見つけ直し。

## (3) 養護教諭

- ① 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

## (4) 生徒指導担当教員

- ① いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ② 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

## V いじめの早期発見について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知力を向上させる。  
また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

### 1 いじめを発見する手立て

#### (1) 教師と児童との日常の交流を通じた発見

- 休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会を利用した目配り  
(人間関係の変化やいじめの察知)

#### (2) 複数の教員目による発見

- ① 多くの教員による様々な教育活動を通じた児童への関わり
- ② 教室から職員室へ戻る経路や児童トイレの利用などによる気になる場面の発見
- ③ 休み時間、昼休み、放課後などの計画的な校内巡回による発見

#### (3) アンケート調査

- ① いじめも含めた「生活に関する調査」等の計画的な調査の実施
- ② 学校全体でのアンケートの集計や分析

#### (4) 教育相談を通じた把握

- ① 年間2回の定期的な面談と必要に応じての教育相談の実施

### 2 早期発見のための措置

#### (1) 管理職

- ① 児童及びその保護者、教職員がいじめの相談を行うことができる体制の整備
- ② 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的な点検

#### (2) 学級担任等

- ① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ② 「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示する。
- ③ 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握
- ④ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

#### (3) 養護教諭

- ① 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつ

もと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聴く。

(4) 生徒指導担当教員

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ② 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡視等において、子どもが生活する場の以上の有無を確認する。

(5) ネット上のいじめについて

- ① ネット上のいじめへの対応について、情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう。

## VI いじめの相談・通報について

児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がある行為であることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。

### 1 本人からの訴えには

(1) 心身の安全を保証する

- ① 日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、当該児童を全力で守る。
- ② 保健室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

(2) 事実関係や気持ちを傾聴する

- ① 「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。
- ② 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

### 2 周りの児童からの訴えには

(1) いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

- ① 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。
- ② いじめゼロ宣言の「はなす勇気」について具体的な指導を行う。

### 3 保護者からの訴えには

(1) 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるようにする。

(2) 日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。

(3) 保護者の気持ちを十分に理解して接する。

## 【相談窓口】

担当者	教頭・養護教諭・特別支援コーディネーター（※相談者が希望する職員に相談できる）
相談方法	1 電話による相談 2 来校による相談 3 スクールポストによる相談

※スクールポストは、保健室前に設置する。

## VII いじめを認知した場合の対応について

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

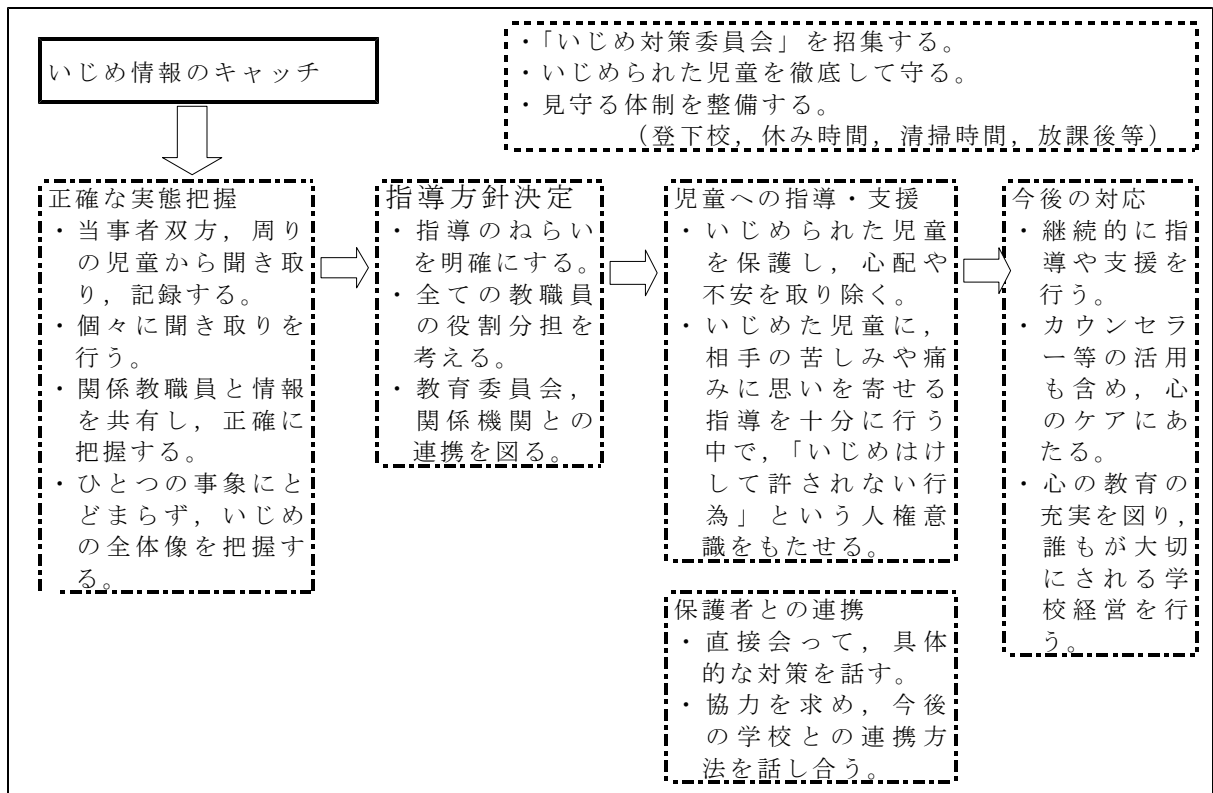
### 1 学級担任等

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) 児童の保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。(複数の職員による対応)
- (3) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- (4) 他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

### 2 組織の対応

- (1) 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
  - ① いじめられた児童や、いじめた児童への対応。その保護者への対応
  - ② 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無の確認
- (2) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署等に通報し、適切に援助を求める。
- (3) 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

### 3 いじめ対応の基本的な流れ





#### 4 対応の各段階における留意点

段階	留意点
正確な実態把握	○正確で偏りのない実態調査 ○管理職への速やかな情報伝達 ○全体像の把握
指導方針決定	○ねらいの明確化 ○全職員の共通理解 ○指導役割の分担
指導・支援	○加害者の心情理解 ○加害者の反省 ○原因の把握 ○加害者と被害者の融和
今後の対応	○正確な経過観察 ○当事者，保護者への継続支援 ○再発防止

### VIII 指導について

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。そういった状況を避けるためにも、校長は、いじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。

#### 1 いじめられた児童に対応する教員

- (1) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- (2) いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- (3) いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。

#### 2 いじめた児童に対応する教員

- (1) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (2) 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり，出席停止制度を活用したりして，いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (3) いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は，所轄警察署等とも連携して対応する。
- (4) いじめた児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向ける。
- (5) 不満やストレス（交友関係や学習，進路，家庭の悩み等）があっても，いじめに向かうのではなく，運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

#### 3 学級担任等

- (1) 学級等で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- (2) いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせるとともに，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- (3) はやしたてるなど同調していた児童に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解する。

#### 4 組織の対応

- (1) 状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- (2) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- (3) 指導記録等を確実に保存し、児童の進学や転級にあたっては、適切に引継ぎを行う。

#### 5 保護者との連携

- (1) 家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法についても話し合う。
- (2) いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- (3) 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

#### 6 ネット上のいじめへの対応について

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。また、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、著作権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

##### 1 未然防止のために

- (1) 保護者会で伝えたいこと
  - ① 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に携帯電話をもたせる必要性について検討すること。
  - ② インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
  - ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。
  - ④ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば、躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談すること。
- (2) 情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント
  - ① 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
  - ② 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
  - ③ 違法情報や有害情報が含まれていること
  - ④ 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、別の犯罪にもつながる可能性があること
  - ⑤ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと
- (3) 早期発見・早期対応のために
  - ① 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
  - ③ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要となる。



## IX 重大事態への対処について

### 1 重大事態の意味

(1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合等を想定

(2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### 2 重大事態が発生した場合は、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を、銚子市教育委員会に速やかに報告する。

- ① 学校内及び教育委員会への報告，連絡  
発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長  
校長→学校教育課長→教育長→市長  
※順序を示しているが，緊急時には臨機応変に対応する。
- ② 一報後，あらためて文書により報告する。
- ③ 必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。
- ④ 学校いじめ対策組織の招集  
※学校職員・警察官・地域、保護者の関係者等その他必要に応じて招集する。

(2) 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。

(3) 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。

(4) 上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## X 公表，点検，評価について

1 学校いじめ防止基本方針を本校のホームページに公開する。

2 いじめを隠蔽や虚偽の説明をせず，措置を適切に行うため，次の2点を学校評価の項目に加え，自校の取組を評価し，公表する。

(1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。

(2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 評価を経て，年度末に学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。